

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 9 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象
都市計画課

第 2 監査の期間
令和 2 年 7 月 6 日（月）、7 日（火）、8 日（水）

第 3 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1 住宅用地の未登記について

大膳原住宅2筆、清水川住宅1筆、赤坂住宅1筆、西中山住宅2筆が登記簿上個人所有となっているので解消に努められたい。

2 土地台帳について

田助公園と赤坂住宅の面積について台帳と財産に関する調書（H30決算）で相違が見られるので、適正な管理に努められたい。

3 関係例規の整備について

下記の例規については、条文と様式に文言の相違や法律の引用条項に誤りが見られたので、適正な要綱整備に努められたい。

- ・平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱
- ・平戸市街なみ環境整備事業補助金交付要綱
- ・平戸市営住宅建替事業に関する要綱

4 被服貸与簿について

平戸市職員被服貸与規則第9条による被服貸与原簿が作成されていないので、作成して備え付けられたい。

第6 むすび

平成17年度から始まった平戸街なみ環境整備事業は、令和元年度で終了し、修景施設数は168戸となっている。市としてモニタリングなどの事後調査を行い、事業の成果と有効性、地域経済への効果など検証することが必要であると思われる。

近年、老朽空き家が多くなり、高齢化が進む地域の市民生活への負荷が大きくなっている。そのため、建築士2名を中心に老朽危険空き家対策業務が行われており、業務内容としては、市民相談、空き家所有者への連絡調整、補助金交付事務のための相関図作成等がある。老朽化の確認など建築士としての役割もあるが、業務の多くは相談、連絡などの一般事務と思われるので、有資格者職員の業務について留意されたい。

市営住宅のストックの活用の一環として、政策的空き家を増やし、小規模住宅団地の用途廃止と集約化を進めているが、一方、家屋の老朽化が進み雑草が生い茂り、敷地内に住居者の私物と思われる不燃物等が散乱している状況も見受けられた。景観、安全上の問題も生じるので、指導、勧告などを通して住居者に撤去など求められたい。

建物台帳について、旧市町村別の台帳様式が統一されており事務の効率化が図られているが、生月、田平、大島地区の建物の概要（諸元）、位置図、平面図、外観写真等の添付が望ましい。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勧 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの